



その1 災害補償課

療養が長期に継続している場合の治ゆ（症状固定）の取扱いについて教えてください。（療養が継続している場合であっても、症状固定の状態に至ったと判断される場合は、その時点で治ゆ認定が行われ療養補償は終了することになるわけですが、治ゆ時期の判断方法などについて具体的に教えてください。）



「治ゆ（症状固定）」の考え方ですが、災害補償制度においては、被災者の傷病による身体状態が被災前の状態に完全に回復しなくても、まだ症状が残っている場合であっても、その症状が安定し医学上一般に認められた治療方法では傷病に対する医療効果が期待できなくなったとき、すなわち、これ以上の症状改善は見込めないという状態に達したときは症状固定といっています。

例えば、治療の結果、疼痛・痺れなどの症状が残り治療を続けている場合であっても、その症状の発現経過が慢性的であり、治療内容もいわゆる対症療法しか行われていないような場合ですと症状固定として取り扱われます。

実際には傷病の態様も様々ですので、具体的傷病に応じて判断することになりますが、以下のケースなどは症状固定として取り扱われていますので参考にしてください。

- ・切創などにあっては、創面が癒着し、薬剤を使用しなくなった場合
- ・打撲傷にあっては、発赤腫脹、水腫などの急性症状が消退し、湿布、消炎剤などの処置を必要としなくなった場合
- ・骨折にあっては、骨が癒合（変形の場合は仮関節形成癒合を含む）した場合
- ・疾病にあっては、急性症状が消退し慢性症状が持続しても医療効果が期待し得ない状態となった場合

また、症状固定後に障害が残った場合、例えば、四肢の疼痛・痺れ、火傷による醜状、関節の可動域制限など一定の障害（後遺障害）が残った場合は、その程度に応じて障害補償が行われることとなりますし、後遺障害の内容によっては、福祉事業のアフターケアなどが適用される場合もあります。

いずれにしても、治癒認定は、医学上の判断に基づき行われることとなりますので、ご質問のように療養が長期にわたって継続している場合は、治療の概要と症状経過、現在の症状、今後の治療方法及び治療効果の有無などに係る医学的意見を踏まえて判断する必要があります。

なお、基金では、療養開始後1年6箇月を経過して療養が継続している場合には、市町村から傷病の治療方法の概要、傷病の今後の見込み等について医療機関が記載した「療養の現状報告書」を基金に提出していただき、この報告書、これまでの提出資料（診療明細等）などをもとに医学的知見を踏まえ症状固定についての判断を行っています。

また、療養開始後1年6箇月を経過しなくても、診療状況（傷病名、診療期間、各月の診療日数・治療内容等）から療養の継続性について検討する必要がある場合は、随時、同報告書を求め同様に対応しています。

